

[ホーム](#)[金融庁について](#)[お知らせ・広報](#)[政策・審議会等](#)[法令・指針等](#)[アクセスFSA  
\(金融庁広報誌\)](#)[ホーム](#) > [報道発表資料](#)

平成31年1月31日

金融庁

# 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について

## 1 パブリックコメントの結果

金融庁では、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案につきまして、平成30年11月2日(金)から同年12月3日(月)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、23の個人及び団体より延べ130件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は[別紙1](#)を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

また、具体的な改正の内容については、[別紙2](#)を御参照ください。

### 【改正の概要】

平成30年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、「財務情報及び記述情報の充実」、「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」、「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組」に向けて、適切な制度整備を行うべきとの提言がなされました。

当該提言を踏まえた、有価証券報告書等の記載事項の改正内容は、以下の通りとなります。

### ○ 財務情報及び記述情報の充実

経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載を求めることとします。

事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求めることとします。

会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求めることとします。

### ○ 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

役員の報酬について、報酬プログラムの説明(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、プログラムに基づく報酬

実績等の記載を求めることとします。

政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大します。

## ○ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示を求めるとします

## 2 公布日等

本改正に係る内閣府令は、本日付で公布・施行されます。

なお、改正後の規定は、以下のとおり適用されます。具体的な適用時期については、[別紙3](#)をご参照ください。また、本改正に伴い「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」を[別紙4](#)のとおり改正し、本日より適用します。

①平成31年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用(上記「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」欄に記載の項目等)

②平成32年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用(上記①以外)

※②については平成31年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用可。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
企画市場局企業開示課(内線3665、3846)

(別紙1) [パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方\(PDF:404KB\)](#)

(別紙2) [企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令\(PDF:998KB\)](#)(※令和元年10月18日付官報訂正により更新いたしました。)

(別紙3) [企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令\(附則\)\(PDF:166KB\)](#)

(別紙4) [企業内容等の開示に関する留意事項について\(企業内容等開示ガイドライン\)新旧対照表\(PDF:113KB\)](#)

## サイトマップ

### 金融庁について

[大臣・副大臣・政務官](#)  
[金融庁について](#)  
[所管の法人](#)  
[予算・決算](#)  
[採用情報](#)

### お知らせ・広報

[報道発表資料](#)  
[記者会見](#)  
[講演等](#)  
[アクセスFSA\(金融庁広報誌\)](#)

### 政策・審議会等

[全庁を挙げた取り組み](#)  
[金融制度等](#)  
[金融研究センター](#)  
[□](#)

### 法令・指針等

[法令等](#)  
[金融関連法等の英訳](#)  
[金融検査・監督基本方針関係](#)

### アクセスFSA (金融庁広報誌)

令和元(平成31)事務年度(第192号~第203号)

### 金融機関

[全金融銀行等](#)  
[関](#)  
[保険会](#)  
[金融会](#)

[パンフレット](#)[談話等](#)[白書・年次報告](#)[アクセス数の多い  
ページ](#)[更新履歴](#)[車座ふるさとトーク](#)[新着情報配信サー  
ビス](#)[金融庁twitter !\[\]\(5361750c22c4e047a52f4eac1ec2d4cc\_img.jpg\)](#)[取引所関連](#)[企業開示関連](#)[国際関係](#)[銀行等預金取扱金](#)[融機関関係](#)[証券会社関係](#)[保険会社関係](#)[金融会社関係](#)[法令関係](#)[その他](#)[監督指針・事務ガ  
イドライン](#)[Q&A](#)[金融上の行政処分  
について](#)[金融検査マニユア  
ル関係](#)[平成30事務年度  
\(第180号～第191  
号\)](#)[平成29事務年度  
\(第169号～第179  
号\)](#)[店頭テ](#)[引規制](#)[日本版](#)[シップ・](#)

---

[利用規約・免責事項/著作権](#) [プライバシーポリシー](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [アクセス](#) [御意見・問い合わせ](#) [各種情報検索サービス\(EDI\)](#)

---

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

電話番号:03-3506-6000